

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策実施結果一覧 ※国土強靱化年次計画2021（令和3年6月、国土強靱化推進本部決定）より抜粋

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
1	河川	堤防	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、バックウォーター現象等により氾濫した場合の湛水深等の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川について、合流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：66河川 ②都道府県等：50河川	＜堤防強化対策等＞ ①国：約70河川 ②都道府県等：約50河川	－				国土交通省
2	河川	河道等	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の河川について、樹木伐採・掘削及び橋梁架替等の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：135河川 ②都道府県等：2,208河川	＜樹木伐採・掘削等＞ ①国：約140河川 ②都道府県等：約2,200河川	－				国土交通省
3	河川	堤防	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川の氾濫の危険性や避難の困難度等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が高い河川について、越水による決壊までの時間を引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	①国：22河川 ②都道府県等：126河川	＜危機管理型ハード対策等＞ ①国：約30河川 ②都道府県等：約130河川	【①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
4	河川	ダム	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）	平成30年7月豪雨を踏まえ、大雨が甚大かつ長時間継続した場合を念頭に、ダムの洪水調節機能について緊急点検を行ったところ、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえで、土砂流入対策が必要となるダム、操作改善のために改良が必要なダム、ダムの操作規則の改善のために下流の改修が必要なダムについて、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急対策を実施する。	国、県、国立研究開発法人土木研究所	①国：20ダム ②県：12ダム ＜調査研究等＞ 1件	①国：約20ダム ②県：約10ダム ＜調査研究等＞ 数件程度	【①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）の浸水被害が想定される区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等を実施する。	②都道府県 ③政令指定都市	＜再度の氾濫防止対策＞ 都道府県等：359河川	＜再度の氾濫防止対策＞ 都道府県等：約400河川	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴う洪水により被災があった溪流で、流木捕捉機能を有する砂防施設等がなく、下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）を抱える溪流において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施する。	①国 ②都道府県	＜土砂・流木対策＞ ①国：51溪流 ②都道府県：489溪流	＜土砂・流木対策＞ ①国：約60溪流 ②都道府県：約480溪流	【①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
7	河川・砂防	河道砂防施設等	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防関係施設の施設配置計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが高く、緊急性の高い箇所（砂防・河川）について、流域における土砂・洪水氾濫に対応した砂防関係施設の施設配置計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	国、都道府県 （調査研究等） 国	【砂防】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ①国：91箇所 ②都道府県：318箇所 【河川】 ②都道府県：22河川 【調査研究等】 6件	【砂防】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ①国：約90箇所 ②都道府県：約320箇所 【河川】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ②都道府県：約20河川 【調査研究等】 数件程度	－				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
8	河川・下水道	雨水排水施設 河道等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や被害状況等の緊急点検を行い、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある下水道事業を実施する地方公共団体及び河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	＜雨水排水施設の整備や河川改修等＞ 【下水道】 212地方公共団体 【河川】 ①国：12河川 ②都道府県等：85河川	【下水】 約200地方公共団体 【河川】 約100河川 ①国：約10河川 ②都道府県等：約90河川	【河川①国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
9	河川	水門・陸門、排水機場、ダム等	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に、機能（操作等）を確保できない恐れがあるダム等について緊急点検を行い、予備発電機の運転可能時間が72時間未満のダム、電源設備が現行基準を満たしていない排水機場等について、予備発電機の運転可能時間延伸等を緊急対策として実施する。	【河川】 国河川管理者 【ダム】 道府県	【河川】 ＜現行基準を満足する電源設備の整備等＞ 29排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 33ダム	【河川】 ＜現行基準を満足する電源設備の整備等＞ 約30排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 約30ダム	【ダム】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 1ダム	・現行基準を満たしていないダムについて、外部機関からの燃料供給が可能な体制を構築する。 ・令和3年度完了見込み。		国土交通省
10	河川・下水道	下水処理場、排水機場	全国の水害ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、全国の下水道施設等において、浸水により機能に支障があった、あるいは恐れのある施設の緊急点検を行い、浸水による機能停止リスクが高く、耐水化が完了していない下水道施設（処理場、ポンプ場）、河川の排水機場について、水密扉の設置等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	＜水密扉の設置等＞ 【下水道】 下水道施設10箇所 【河川】 排水機場24箇所	＜水密扉の設置等＞ 【下水】 処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所（うち水密扉の設置等約10箇所） 【河川】 排水機場約20箇所	【河川】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における大規模停電を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）において、電力供給停止時の電源の確保状況や燃料備蓄の状況等の緊急点検を行い、電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設（処理場、ポンプ場）について、非常用発電設備の設置・増強等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 処理場92所 ポンプ場116箇所	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100箇所（処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所） （うち、人口集中地区などを抱える地区における非常用発電設備の設置・増強等約200箇所（処理場約100箇所、ポンプ場約100箇所）	【ポンプ場】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
12	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	過去の大規模地震等を踏まえ、全国の下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震性等の緊急点検を行った結果、地震時の最低限の処理機能等が確保されていない下水道施設（処理場、ポンプ場）について、耐震化等の緊急対策を実施する。	都道府県、政令指定都市、市町村	＜地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化＞ 処理場209箇所 ポンプ場252箇所	＜下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震化等＞ 約3,800箇所（処理場約1,300箇所、ポンプ場約2,500箇所） （うち、地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化約500箇所（処理場約200箇所、ポンプ場約300箇所））	【ポンプ場】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
13	海岸	水門・陸門、排水機場等	全国の水門・陸門等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、全国の自動化・遠隔操作化された水門・陸門や排水機場等のうち早期に対策が必要な施設について、予備発電機の設置等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者	20箇所	予備発電機の設置等 約20施設	－				農林水産省・国土交通省
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果があげられる緊急性の高い箇所において、高潮・津波対策等の緊急対策を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者 【河川】 国、都道府県	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 133箇所 【河川】 河川堤防等 17河川	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約130箇所 【河川】 河川堤防等 約20河川	【河川】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				農林水産省・国土交通省
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも甚大な被害を及ぼす危険箇所の緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：60箇所 ②都道府県：261箇所	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：約60箇所 ②都道府県：約260箇所	－				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成 に向けて 検討が必要	府省庁 名
16	砂防	砂防堰堤等	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、火山災害警戒地域の指定された全国の49活火山を対象に、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定状況やそれに基づくハード対策の整備状況や火山砂防ハザードマップの作成、リアルタイムハザードマップの整備状況に関する緊急点検を行い、緊急性の高い火山について、各施策で必要な緊急対策を実施する。	国、都道府県	＜火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定＞ 12火山 ＜火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策＞ 7火山 ＜航空レーザ測量データの取得＞ 12火山 ＜火山砂防ハザードマップの作成＞ 8火山 ＜リアルタイムハザードマップの整備＞ 5火山	＜火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定＞ 約10火山 ＜火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策＞ 約10火山 ＜航空レーザ測量データの取得＞ 約10火山 ＜火山砂防ハザードマップの作成＞ 約10火山 ＜リアルタイムハザードマップの整備＞ 約10火山	【火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策、レーザ測量データの取得、火山砂防ハザードマップの作成、リアルタイムハザードマップの整備】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
17	砂防	砂防堰堤等	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地域の避難所や避難路に限られており、土砂災害に伴い被害が生じると、避難に困難が生じる箇所等の緊急点検を行い、緊急性の高い箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	＜円滑な避難の確保対策＞ ①国：55箇所 ②都道府県：569箇所	＜円滑な避難の確保対策＞ ①国：約50箇所 ②都道府県：約570箇所	—				国土交通省
18	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、地震の発生リスクが高く重要な背後地を抱える海岸等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において、耐震照査、耐震対策等の緊急対策を実施する。 《調査研究等》 平成30年9月には北海道において豪雨と地震が間を置かず発生しており、豪雨による地下水位の上昇等によって、液状化による耐震性能の低下も懸念されることから、地下水位の観測、観測データ活用のために必要な調査研究を実施する。	【海岸】 ①国 ②管理者 《調査研究等》 国 【河川】 国、都道府県	【海岸】 耐震照査 120箇所 耐震対策 46箇所 調査研究等 1件 【河川】 河川堤防等 44河川	【海岸】 耐震照査 約120箇所 耐震対策 約50箇所 調査研究等 数件程度 【河川】 河川堤防等 約40河川	—				農林水産省・国土交通省
19	市街地	市街地	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	重点的に不燃化を図るべき地域として、防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地・避難路を整備し、地震時等に著しく危険な密集市街地の最低限の安全性を確保する。	国 都道府県 政令指定都市 市区町村	2,365ha	地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域：約2,800ha	当初想定していた実施箇所数について精査したところ、地震時等に著しく危険な密集市街地が既に解消されるなど、緊急的に実施すべき事業がない地区の存在が明らかになったことから、そのような地区を実施箇所数から除いたため。	919ha（R2年度末で残存する危険密集市街地のうち防火規制が実施されている地域）	危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、今後は、全地区において、実施する事業の内容・スケジュール等を詳細にまとめた「地区カルテ」を作成し、国と地方公共団体が一体的に進捗管理を行いながら、道路、公園等の公共施設の整備や老朽建築物の除却等のハード対策を促進する。また、ハード面の整備の加速化や危険密集市街地の一層の安全性の向上を図るため、防災備蓄倉庫等の設置や防災マップの作成、避難消火訓練の実施等の地域防災力の向上に資するソフト対策を促進する。 面積：おおむね解消（令和12年度） 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率：100％（令和7年度）	○	国土交通省
20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する地域において、ブロック塀等の安全対策への支援を行う。	都道府県 政令指定都市 市区町村	特定行政庁433団体	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する特定行政庁が所管する地域：特定行政庁約400団体	—				国土交通省
21	教育	学校施設等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の学校施設等を対象に、災害時に落下・倒壊等により人命に関わる重大な被害が懸念される屋根や外壁、内壁、天井等について、耐震性及び劣化状況に係る緊急点検を行い、安全性に課題があり、非構造部材の耐震対策等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	学校施設等の設置者	6500校相当分	約5,400校分相当（※） ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	当初目標を設定した緊急点検の調査時点からさらに対策が必要な学校数が増え、そちらに対しても予算措置を行ったため				文部科学省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
22	教育	学校施設等	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	＜公立学校＞ 地震により、倒壊等の被害の生じる可能性がある学校施設等の耐震化整備を実施する。 ＜国立大学、私立学校＞ 過去に生じた幾多の大地震では、構造体の耐震化が未完了の学校施設等において甚大な被害が発生したことから、倒壊等の被害の生じる可能性がある。耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される学校施設等について、耐震化整備を実施する。 ＜公立社会体育施設＞ 過去に生じた幾多の大震災では、構造体の耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される社会体育施設について、耐震化整備を実施する。	学校施設等の設置者	＜公立学校＞ 615棟 ＜国立大学＞ 22万㎡ ＜私立学校＞ 140棟（私立高等学校等） 21万㎡（私立大学等） ＜公立社会体育施設＞ 262棟 ※実施箇所数については見込み値	＜公立学校＞ 約990棟 ＜国立大学＞ 約13万㎡ ＜私立学校＞ （1s値0.3未満） 約150棟（私立高等学校等）、約28万㎡（私立大学等） ＜公立社会体育施設＞ 約20棟	地方公共団体における統廃合の調整が難航したこと等により統廃合計画の策定に遅れが生じたこと等のため。	＜公立学校＞375棟 ＜私立学校＞（1s値0.3未満）10棟（私立高等学校等）、7万㎡（私立大学等）	引き続き、学校設置者に対し、適正規模・適正配置の考え方を踏まえた個別施設計画に基づく計画的な施設整備等を促す。		文部科学省
23	教育	学校施設等	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。	学校施設等の設置者	995km	約1,000km	－				文部科学省
24	教育	独立行政法人等文教施設	独立行政法人等文教施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震など、近年多発する災害を踏まえ、多数の人が集まり、災害時には地域の避難所等としても活用される独立行政法人等文教施設について、災害時の安全確保等を図るため、施設・設備の改修を実施する。	独立行政法人、文部科学省	9機関	9機関	－				文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設における空調整備に関する緊急対策	平成30年度の災害ともいえる猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子供たちの健康を守るため、熱中症対策としての空調設備の整備を推進する。	公立小中学校等の設置者	13万教室	熱中症対策が必要な全国の公立小中学校等の空調が未設置の普通教室	策定時の実施箇所数は、熱中症対策に必要な全国の公立小中学校等の空調が未設置の普通教室であり、申請のあった事業は全て予算措置したが、北海道などの寒冷地を中心として一部地方公共団体からは申請が行われなかったため。				文部科学省
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震等を踏まえ、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性の無い施設について、耐震化改修整備の緊急対策を実施する。	＜児童関係施設等＞＜介護関係施設＞＜その他関係施設＞ 都道府県、市区町村（指定都市、中核市を含む） ＜障害児者関係施設＞＜その他関係施設＞ 都道府県、指定都市、中核市	＜児童関係施設＞ 305箇所 ＜障害児者関係施設＞ 110箇所 ＜介護関係施設＞ 20箇所 ＜その他関係施設＞ 65箇所	地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120箇所 ＜児童関係施設等＞ 約1,474箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,671箇所 ＜介護関係施設＞ 約882箇所 ＜その他関係施設＞ 約93箇所	間接補助制度であるため、自治体や設置者における財政上の理由等により、令和2年度末までに実施することができない施設があるため。	＜児童関係施設＞ 1169箇所 ＜障害児者関係施設＞ 1561箇所 ＜介護関係施設＞ 862箇所 ＜その他関係施設＞ 28箇所	防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策期間終了後も引き続き5か年加速化対策にて事業を実施する予定である。 対策を必要とする施設が積極的に事業に取り組めるように自治体等と連携しながら、事業の周知啓発に努め推進を図る。併せて、調査を行い対策を必要とする施設箇所数を把握することとする。 対応完了時期については、令和7年度末までを目標とする。	○	厚生労働省
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。	＜児童関係施設等＞＜介護関係施設＞＜その他関係施設＞ 都道府県、市区町村（指定都市、中核市を含む） ＜障害児者関係施設＞＜その他関係施設＞ 都道府県、指定都市、中核市	＜児童関係施設＞ 129箇所 ＜障害児者関係施設＞ 84箇所 ＜介護関係施設＞ 511箇所 ＜その他関係施設＞ 21箇所	安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025箇所 ＜児童関係施設等＞ 約3,526箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約1,564箇所 ＜介護関係施設＞ 約1,857箇所 ＜その他関係施設＞ 約78箇所	間接補助制度であるため、自治体や設置者における財政上の理由等により、令和2年度末までに実施することができない施設があるため。	＜児童関係施設＞ 3397箇所 ＜障害児者関係施設＞ 1480箇所 ＜介護関係施設＞ 1,346箇所 ＜その他関係施設＞ 20箇所	防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策期間終了後も引き続き5か年加速化対策にて事業を実施する予定である。 対策を必要とする施設が積極的に事業に取り組めるように自治体等と連携しながら、事業の周知啓発に努め推進を図る。併せて、調査を行い対策を必要とする施設箇所数を把握することとする。 対応完了時期については、令和7年度末までを目標とする。	○	厚生労働省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達 成に向けて 検討が必要	府省庁 名
28	防衛	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等	自衛隊施設のブロック塀等の緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、民有地・公道に接する自衛隊施設の敷地境界を対象に、ブロック塀等の外観の安全点検を行い、現行の建築基準法に適合せず、安全性に問題がある、または、老朽化が進んでいるブロック塀等が約110施設判明したため、ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備に関する緊急対策を実施する。	国	ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備：114箇所	ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備：114施設	－				防衛省
29	農業	ため池	ため池に関する緊急対策	平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、全国のため池を緊急点検するとともに、ため池対策検討チームを立ち上げ、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これらを踏まえ、非常時にも機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施する。	都道府県、市町村、土地改良区	ため池の整備：979箇所	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池 約1000箇所（見込み）	－				農林水産省
30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山腹崩壊や渓流の荒廃等が発生しており、災害につながるおそれがある山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い、緊急的に対策が必要な箇所において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。	国 都道府県	570箇所	治山施設の設置等：約600箇所	－				農林水産省
31	治山	海岸防災林（南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に位置するものに限る。）	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	台風21号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防災林において、その生育状況、付帯施設の健全度の緊急点検を行い判明した、保安林機能の低下した海岸防災林において、植栽や防潮堤の設置等により、海岸防災林を整備する。	国 都道府県	45.61km	海岸防災林の整備：約50km	－				農林水産省
32	治山・森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	平成29年九州北部豪雨による流木災害を踏まえた緊急点検により抽出された、緊急的・集中的に流木対策が必要な箇所において、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の緊急対策を実施する。	国 都道府県 市町村 等	646箇所	緊急的・集中的に流木対策が必要な地区：約700箇所	－				農林水産省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害の危険性が高い地区等の周辺森林において、その荒廃状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、以下の対策を実施する。 ＜森林整備＞ 荒廃した森林の間伐や森林の緊急造成等を実施することで、山地災害の未然防止を図る。 ＜林道改良＞ 法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備を行い、それらを未然に防止することで林道機能の確保を図る。	国 都道府県 市町村 等	＜森林整備＞ 2,062箇所 ＜林道改良＞ 306箇所	＜森林整備＞ 荒廃した森林における間伐等の森林整備：約2,000箇所 ＜林道改良整備＞ 林道の改良整備：約300箇所	－				農林水産省
34	環境	公園事業施設等	自然公園等施設に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関する緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設317カ所について、人命に対応した皇居外苑の石垣や塀の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する整備等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	国立公園（34公園）236カ所、国定公園等（56公園）69カ所、国民公園（4公園）12カ所	国立公園（34公園） 約255カ所、国定公園等（56公園）約60カ所、国民公園（4公園）約10カ所	－				環境省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
35	河川	氾濫防止施設	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策	休廃止鉱山の集積場の耐震化調査で耐震基準に不適合であった集積場の対策工事、及び外部有識者による氾濫防止技術委員会にて早急に対策すべき坑道対策工事のうち、特に緊急性の高い事業について対策を実施する。対策を講じることによって、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。	地方公共団体	集積場対策工事：4カ所 坑道対策工事：1カ所	集積場対策工事：4カ所 坑道対策工事：1カ所	—	集積場対策工事：3カ所 坑道対策工事：1カ所	令和3年度以降も、5か年加速化対策において引き続き事業を実施し、令和6年度までに対策を完了する見込み。		経済産業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策	指定管理鳥獣（ニホンジカ等）の生息数の増加、生息域の拡大により森林等における食害等の被害が深刻化しており、それに伴う表土流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域等について、都道府県等による積極的な捕獲等を実施する。	指定管理鳥獣捕獲等事業等を行っている都道府県等	43箇所	適正な生息密度管理のため、生息密度が特に高い地域を予定	—				環境省
37	市街地・道路	市街地、道路等	地籍調査緊急対策	近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定される地域において、市町村等が実施する地籍調査に対して国庫負担金を重点的に交付する。	市町村等	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約376 ka	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約360 ka	—				国土交通省
38	道路・河川・砂防	道路、河川、砂防等	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策	道路整備及び治水・砂防対策等の事業の実施や迅速な復旧・復興に支障となっている所有者の不明な土地の解消を図るため、約14万筆の長期にわたり相続登記が未了となっており、現在の所有者を把握することが困難な土地（長期相続登記等未了土地）について所有者を調査し、その結果を登記記録に記録するとともに、事業を実施しようとする者に提供する。	国	長期相続登記等未了土地解消作業に着手した土地：318,190筆 ※R3.3.31現在	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策：約14万筆	作業に着手した土地において、登記名義人の生存や死亡後30年が経過していない土地等が相当数含まれていたため、当初の想定より多くの土地について作業を実施することとなった。 なお、実施箇所数はR3.3.31現在の数字である。				法務省
39	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、自衛隊施設のうち、災害対処における重要な拠点について、耐震化状況、老朽化状況及び自家発電機の設置状況等の緊急点検を行い、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設が判明したことから、耐震化対策に係る整備、老朽化対策に係る整備及び電力供給能力向上に係る整備を実施する。	国	＜耐震化対策に係る整備＞ 9施設 ＜老朽化対策に係る整備＞ 40施設 ＜電力供給能力向上に係る整備＞ 29施設	＜耐震化対策に係る整備＞ 9施設 ＜老朽化対策に係る整備＞ 対象施設：44施設 ＜電力供給能力向上に係る整備＞ 対象施設：29施設	—				防衛省
40	防衛	防災関係資機材等	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	災害派遣時における救援活動に必要な資機材等について、老朽化に起因した機能上の不具合や、救援活動の充実強化という観点から、機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等の整備、通信機器等の整備及び車両等の整備に係る緊急対策を実施する。	国	＜資機材等の整備＞ 148駐屯地等 ＜通信機器等の整備＞ 218駐屯地等 ＜車両等の整備＞ 111駐屯地等	＜資機材等の整備＞ 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等 ＜通信機器等の整備＞ 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある通信機器等が置かれている全国の駐屯地等 ＜車両等の整備＞ 対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある車両等が置かれている全国の駐屯地等	—				防衛省
41	警察	災害対策に必要な資機材	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対策に必要な資機材の整備状況等の緊急点検を行い、災害時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等の業務に適切に対応するための資機材の充実強化の必要性が認められた都道府県警察について、救命ボート、バックホウ等の災害対策に必要な資機材を整備する緊急対策を実施する。	国 都道府県	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	—				警察庁
42	警察	警察用航空機等	警察用航空機等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察用航空機、警察用船舶及び警察用車両の整備状況について緊急点検を行い、早急に更新が必要な老朽化が進んだ警察用航空機、警察用船舶、警察用車両について、更新整備を行う緊急対策を実施する。	国	＜航空機整備＞ 警察用航空機2機 ＜船舶整備＞ 警察用船舶3隻 ＜車両整備＞ 警察用車両 3,740台	＜航空機整備＞ 警察用航空機4機 ＜船舶整備＞ 警察用船舶3隻 ＜車両整備＞ 警察用車両 約3,800台	＜航空機整備＞ 警察用航空機を当初4機導入する予定であったところ、そのうち2機については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、年度内での海外からの機体の納入が困難になったもの。				警察庁

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
43	警察	警察用航空機 の資機材	警察用航空機の 資機材に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の警察用航空機の資機材について、災害対処能力等の観点から点検を行い、夜間撮影用資機材の整備の必要性が判明した16道府県警察及び救難救助用連絡資機材の整備の必要性が判明した全47都道府県警察について、これら資機材の整備を行う緊急対策を実施する。	国	＜夜間撮影用資機材整備＞ 資機材整備が必要な16道府県警察 ＜救難救助用連絡資機材整備＞ 全47都道府県警察	＜夜間撮影用資機材整備＞ 資機材整備が必要な16道府県警察 ＜救難救助用連絡資機材整備＞ 全47都道府県警察	－				警察庁
44	警察	通信施設	警察情報通信 基盤の耐災害 性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、無線中継所について耐震強度、経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、建替えの必要性が判明した1か所及び非常用電源設備の更新の必要性が判明した約180か所について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	国	＜耐震強度不足の無線中継所の建替え整備＞ 1か所 ＜非常用電源設備の更新＞ 175か所	＜耐震強度不足の無線中継所の建替え整備＞ 1か所 ＜非常用電源設備の更新＞ 約180か所	－				警察庁
45	警察	通信機器等	警察情報通信 設備・機器の 整備等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察情報通信設備・機器等について経年劣化、災害対応能力等の観点から緊急点検を行い、設備・機器の更新、増強の必要性が認められた全47都道府県警察及び各地方機関について、災害対応能力が強化された無線システムへの更新等の緊急対策を実施する。	国	全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	－				警察庁
46	警察	警察施設	警察施設の耐 災害性等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警察施設に関する耐震強度、経年劣化、災害対応能力等について緊急点検を行い、建替え整備や耐震改修の必要性が判明した警察署等及び非常用電源設備の整備・改修の必要性が判明した警察署等について必要な措置を講じる緊急対策を実施する。	国 都道府県	＜警察施設の老朽化対策＞ 建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 その他設備等の改修：77施設 ＜非常用電源設備の整備・改修＞ 警察署等7施設	＜警察施設の老朽化対策＞ 建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 その他設備等の改修：約80施設 ＜非常用電源設備の整備・改修＞ 警察署等約10施設	－	＜警察施設の老朽化対策＞ 変更後の事業計画に基づいて引き続き対策を実施し、令和3年9月頃に完了見込み			警察庁
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害 に対応するための緊急消防 援助隊に関する緊急対策	平成30年7月豪雨での浸水地域における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での長期の活動、北海道胆振東部地震での土砂崩れ等による救助活動が難航したこと等の課題を踏まえ、浸水地域や土砂崩落現場で活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備するとともに、消防機関の対応能力向上のため、実践的な実動訓練を行う緊急対策を実施する。	国	津波・大規模風水害対策車 19台 中型水陸両用車及び搬送車 4台 重機及び重機搬送車 28台 高機能救命ボート 48台 映像伝送システム 1式 教育訓練用資機材 1式	津波・大規模風水害対策車 4台 中型水陸両用車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材	－				総務省
48	消防	車両等	大規模災害に 対応するための航空消防 防災体制に関する緊急対策	近年多発する大規模災害を踏まえて、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消防・防災ヘリコプターの運航の安全性向上と航空消防防災体制の充実強化を図る緊急対策を実施する。	国	地上端末の配備等 57台 警告機能の追加 1式	＜地上端末の配備等＞ 50台程度 ＜警告機能の追加＞ 1式程度	－				総務省
49	消防	車両等	地域防災力の 中核を担う消防団に関する 緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害が広範囲にわたり、現場の機動力や救助用資機材の不足が課題となったことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材の無償貸付を行うとともに、資機材の配備を促進させる緊急対策を実施する。	国、市町村（消防団）	＜車両貸付＞ 188市町村 ＜資機材配備＞ 802市町村等に補助金を交付決定済。	＜車両貸付＞ 200市町村程度 ＜資機材配備＞ 1,719市町村	＜資機材配備＞ 当初想定は、補助の対象となり得る全ての市町村の数（最大値）としていたため。 なお、事業を実施する市町村等に対し順次補助金を交付しており、緊急対策実施予定の全ての市町村等で資機材の配備を完了。				総務省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
50	災害対応 基盤施設	庁舎	災害対策本部 設置庁舎及び 消防庁舎の災 害対応機能確 保に関する緊 急対策	既往災害を契機に毎年度実施している調査 結果を踏まえ、業務継続性の確保に課題の ある地方公共団体の災害対策本部設置庁舎 及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐 震化に関する緊急対策を実施する。	地方公共団体	＜非常用電源＞ 34災对本部設置庁舎 162消防庁舎 ＜耐震化＞ 33災对本部設置庁舎 142消防庁舎	＜非常用電源＞ 140災对本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 ＜耐震化＞ 60災对本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度	・自治体における財源確保に向けた調 整が整わなかったため ・建築物の中長期保全計画等との整合 により、対策期間内に事業着手できな かったため	＜非常用電源＞106災対 本部設置庁舎 188消防庁舎 ＜耐震化＞ 27災对本部設置庁舎 348消防庁舎	・本対策に活用できる「緊急防 災・減災事業債」の事業実施期間 を令和7年度まで延長したところ であり、当該事業債を積極的に活 用するよう促す。 ・毎年度実施する進捗状況調査の 結果において、対策が完了となら ない箇所については、その理由や 最新の動向について個別に確認し ていく。 ・特に災害対策本部設置庁舎につ いて、耐震化事業が完了するまで の間は、代替庁舎を指定するなど して災害時においても業務継続性 が確保できるよう促す。	○	総務省
51	災害対応 基盤施設	海上保安施 設	海上保安施設 に関する緊急 対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害及び北 海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応対 に必要施設（庁舎・航空基地・船艇基 地・陸上通信施設）を対象に、老朽化状 況、非常用電源設備の設置状況等に関する 緊急点検を行い、被災又は停電等により救 助・支援活動等に支障を来すおそれがある 海上保安施設について、非常用電源設備の 設置等の緊急対策を実施する。	国	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ （1）船艇基地1箇所 （2）航空基地11箇所、船艇基地60箇 所、陸上通信施設等86箇所 ＜業務継続のための設備の設置等が必要 な施設の整備＞ （1）陸上通信施設等25箇所 （2）船艇基地1箇所、航空基地14箇所	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ （1）目視により施設に亀裂等を確認 及び現に雨漏り等不具合を生じている 船艇基地5箇所 （2）老朽化・冠水・設備不備により 業務支障のある海上保安施設：航空基 地約10箇所、船艇基地約60箇所、陸上 通信施設等約90箇所 ＜業務継続のための設備の設置等が必要 な施設の整備＞ （1）発動発電機の性能が低下したこ とにより、長時間停電が発生した場合 に通信機能が停止するおそれがある海上 保安施設：陸上通信施設等約30箇所 （2）災害等発生時に燃料供給等が確 保できず船艇及び航空機の運航に支障 を来すおそれのある海上保安施設：船 艇基地5箇所、航空基地約10箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である				国土交 通省
52	病院	国立大学附 属病院施設 等	国立大学附属 病院等施設の 重要インフラ 設備に関する 緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、国立大学附 属病院等施設を対象に、重要インフラ設備 （自家発電設備等）の保有状況等の緊急点 検を行い、洪水による浸水など災害発生後 の医療継続に重大な支障が生じ得る病院等 について、自家発電設備等に対する浸水対 策等を実施する国立大学附属病院等を国が 支援するなどにより改善する緊急対策を実 施する。	国立大学附属病院 等	4機関（国立大学附属：3機関＋QST病 院：1機関）	6機関	【国立大学附属病院】 2機関の現場状況を詳細に確認したと ころ、当該設備が浸水の想定される区 域外にあり緊急対策は不要となったた め。				文部科 学省
53	病院	発電施設	災害拠点病院 等の自家発電 設備の燃料確 保に関する緊 急対策	災害時において病院の診療機能を3日程度 維持するために必要な非常用自家発電設備 の増設等が必要な災害拠点病院等に対し て、整備に要する経費の一部を支援する。	民間等の災害拠点 病院、救命救急セ ンター及び周産期 母子医療センター	20箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	125病院	125病院のうち、災害拠点病院に指定さ れている94病院について令和2年4月 1日時点における現状を確認したとこ ろ、54病院が整備済み、18病院が優先 協定の締結により対応済み又は令和2 年度内に対応予定、8病院が整備中又は 整備予定、14病院が対応方針未定との 回答であった。そのため整備済み及び 優先協定の締結により対応した医療機 関については、非常用自家発電設備の 増設等を行う必要がないため、当初想 定を下回ったものと考えられる。				厚生労 働省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達 成に向けて 検討が必要	府省庁 名
54	病院	給水設備	災害拠点病院 等の給水設備 の強化に関する 緊急対策	病院の診療機能を3日程度維持するために 給水設備の増設等が必要な災害拠点病院等 に対して、整備に要する経費の一部を支援 する。	民間等の災害拠点 病院、救命救急セ ンター及び周産期 母子医療センター	25箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	124病院	124病院のうち、災害拠点病院に指定さ れている101病院について令和2年4月 1日時点における現状を確認したとこ ろ、45病院が整備済み、42病院が優先 協定の締結や井戸水の活用により対応 済み又は令和2年度内に対応予定、14 病院が対応方針未定との回答であつ た。このため整備済み及び優先協定の 締結や井戸水を活用する医療機関につ いては、給水設備の強化を行う必要が ないため、当初想定を下回ったものと 考えられる。				厚生労 働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼 吸器使用患者 に貸与可能な 簡易発電装置 に関する緊急 対策	長期停電時においても自力での移動が困難 な在宅患者の使用する人工呼吸器が稼働で きるよう、当該患者を診ている医療機関に 対して、簡易自家発電機装置等の整備経費 の一部を支援し、停電時に患者に貸し出せ る体制を整備する。	医療機関	1,052人 (交付申請があった全医療機関から申告 されている対象患者数)	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者 を診ている医療機関	—				厚生労 働省
56	病院	病院	病院の耐震整 備に関する緊 急対策	未耐震の災害拠点病院や救命救急センター 等の救急医療を担っている病院及び耐震性 が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する 病院等の耐震整備に対する支援を行う。	民間等の病院（災 害拠点病院や救命 救急センター等の 救急医療を担って いる病院及び耐震 性が特に低い建物 （Is値0.3未満） を有する病院）	61箇所 ※令和3年3月12日時点の交付決定件数	50箇所 ※当該緊急対策も踏まえ、病院全体の 耐震化率80%以上の達成を目指す。	医療機関が積極的に耐震整備事業を活 用したことにより、当初想定を上回っ たものと考えられる。				厚生労 働省
57	通信	情報システ ム	広域災害・救 急医療情報シ ステム(EMIS) を活用した情 報収集体制の 強化に関する 緊急対策	災害時に被災した医療機関の支援に必要な 情報を十分に把握するため、広域災害・救 急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能 の改善、情報入力項目の追加等のシステム 改修等を行う。	国	1箇所	広域災害・救急医療情報システム (EMIS) 一式	—				厚生労 働省
58	病院	医療情報の バックアップ システム	国立大学附属 病院の医療情 報システム データバック アップ体制に 係る緊急対策	東日本大震災を契機として、医療情報の バックアップを行うことの必要性がこれま で以上に認識されているところ、平成24年 度補正予算におけるバックアップデータ災 害時Web参照システムの構築後、定期的に フォローアップを行ってきたが、設置後時 間が経過し、データ量の増大やサーバ等の 耐用年数超過に対応するため、これらシス テムの更新・機能強化等の緊急対策を実施 する。	国立大学法人東京 大学	45箇所	国立大学附属病院：45箇所	—				文部科 学省
59	災害対応 基盤施設	原子力災害 医療機関の 施設設備	原子力災害医 療機関の施設 に関する緊急 対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、 高度被ばく医療支援センターのうち、特に 重篤な内部被ばく患者等の受け入れ拠点に おいて、内部被ばくの治療に必要な施設設 備に老朽化・狭隘等の課題があることから 、当該施設の整備に関する緊急対策を実施 する。	高度被ばく医療支 援センターに指定 されている機関	重篤な内部被ばくの治療に必要な線量評 価を行うことができる施設の整備：1ヵ 所	重篤な内部被ばくの治療に必要な線量 評価を行うことができる施設の整備： 1ヵ所	—				環境省
60	衛生	発電施設	国立感染症研 究所の自家用 発電機等に関 する緊急対策	北海道胆振東部地震を踏まえ、国立感染症 研究所において、停電が長期間に及んだ場 合、重篤感染症発生時の診断及び検査に支 障が生じることから、停電時における業務 継続に必要な自家用発電機等について緊急 点検を行い、国立感染症研究所のBCPで規 定している3日間の停電に対応できない自 家用発電機が2台、燃料備蓄タンクの容量 が3日間の稼働には不足するものが1基ある と判明したため、3日間の停電に対応でき る自家用発電機の改良・更新を行い、燃料 備蓄タンクの交換等の緊急対策を実施す る。	国	自家用発電機の改良：1台 研究棟外壁の防水塗装：3棟 空調機のリバース：39箇所	自家用発電機の改良・更新：2台 燃料備蓄タンクの交換：1基 研究棟外壁の防水塗装：3棟 空調機のリバース：39箇所	実施できなかった箇所について、一般 競争入札を2回行ったが、1回目は入札 不調となり、2回目は申請者が無く不落 となり、工事を実施できなかったた め。	自家用発電機の更新：1 台 燃料備蓄タンクの交換： 1基	再度、3日間の停電に対応できる方 策を検討の上、令和3年度当初予 算における施設整備費にて実施予 定。調達にあたっては、設備設計 と施工を分離するとともに、適切 な工期を設定することにより施工 時の負担を軽減し、不調・不落の 防止に努めることとする。		厚生労 働省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数<当初想定>	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成 に向けて 検討が必要	府省庁 名
61	衛生	保健所	保健所の自家 発電設備に関 する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、 避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉の ニーズに対応する中心拠点である保健所を 対象に、災害により停電が生じた場合を想 定し、緊急点検を行った。点検の結果、自 家発電設備がない施設及び機能が不十分な 施設があることが判明したため、自家発電 設備の整備に必要な支援を実施する。	都道府県 保健所設置市・特 別区	59箇所	345箇所	自治体の独自財源による整備や自家発 電設備整備以外の方法（他施設の活用 等）により目標を達成した保健所があ るため。				厚生労 働省
62	福祉	社会福祉施 設	社会福祉施設 等の非常用自 家発電設備に 関する緊急対 策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、停 電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全 を確保するため、社会福祉施設等の非常用 自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏 まえ、現在未整備であり、今後整備予定の ある施設について、非常用自家発電設備整 備の緊急対策を実施する。	<児童関係施設等 ><介護関係施設 > 都道府県、市区 町村（指定都市、 中核市を含む） <障害児者関係施設 ><その他関係 施設> 都道府県、指定 都市、中核市	<児童関係施設> 6箇所 <障害児者関係施設> 201箇所 <介護関係施設> 2,251箇所 <その他関係施設> 0箇所	整備状況の点検の結果、非常用自家発 電設備がなく、今後整備予定のある施 設約1,176箇所 <児童関係施設等> 約10箇所 <障害児者関係施設> 約298箇所 <介護関係施設> 約861箇所 <その他関係施設> 約7箇所	間接補助制度であるため、自治体や設 置者における財政上の理由等により、 令和2年度末までに実施することがで きない施設があるため。	<児童関係施設> 4箇所 <障害児者関係施設> 97箇所 <介護関係施設> 無し <その他関係施設> 7箇所	防災・減災・国土強靱化のための3 か年緊急対策期間終了後も引き続 き5か年加速化対策にて事業を 実施する予定である。 対策を必要とする施設が積極的に 事業に取り組めるように自治体等 と連携しながら、事業の周知啓蒙 に努め推進を図る。併せて、調査 を行い対策を必要とする施設箇所 数を把握することとする。 対応完了時期については、令和7 年度末までを目標とする。		厚生労 働省
63	災害対応 基盤施設	橋正施設等	橋正施設等の 耐震・老朽化 等への緊急対 策	平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部 地震において橋正施設は、地域の避難所的 役割を果たしているが、老朽化した工作物 等に被害が発生したことを踏まえ、施設の 耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行っ たところ、緊急的・優先的に対策が必要 な施設が判明したため、これらに対応した施 設整備等の緊急対策を実施する。	国	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対 策が必要な施設 ：50施設	<施設整備等> 緊急的・優先的に耐震・老朽化等への 対策が必要な施設 ：橋正施設等約50施設	—				法務省
64	災害対応 基盤施設	橋正施設の 監視システム 設備等	橋正施設監視 システム設備 等の機能確保 に関する緊急 対策	災害発生時においても、監視システム設 備等の安定稼働及び地域住民の避難所的役 割としての必要な機能を確保等するため、 監視システム等を更新する。	国	201施設	（長時間の大規模停電等により監視シ ステム設備等の安定稼働が困難になり、 また、地域住民の避難場所等として、 避難所的役割や機能の確保等が困 難になるおそれがある施設） 約210施設	—				法務省
65	環境	ソフト	熱中症予防の ための緊急対 策	平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等 の災害時における熱中症の発生が問題とな り、災害時における熱中症対策に関する情 報提供等の課題が見つかったことから、同 様の夏季の災害の発生に備えるために、大 地震や豪雨災害等によって避難所等に避難 した方々、ボランティアなどに接する者や 施設管理者等へ熱中症対策に係る情報を効 果的に提供出来るよう、熱中症予防情報の 発信体制の強化やシンポジウム等知見提供 の機会の増加や優良事例の展開等の緊急対 策を実施する。	国、自治体の熱中 症対策担当者、民間 事業者等	・自治体等担当者向けシンポジウム： 9ヶ所 ・普及啓発資料の自治体等への配布：全 国140自治体（都道府県、政令指定都 市、中核市、保健所政令市、特別区） 等 ・熱中症予防強化月間イベント：2カ所 ・暑さ指数（WBGT）の算出体制の強化：暑 さ指数（WBGT）算出システム1カ所	・自治体等担当者向けシンポジウム： 2ヶ所 ・普及啓発資料の自治体等への配布： 全国約140自治体（都道府県、政令指 定都市、中核市、保健所政令市、特別 区）等 ・熱中症予防強化月間イベント：3カ 所 ・暑さ指数（WBGT）の算出体制の強化： 暑さ指数（WBGT）算出システム1カ所	自治体等担当者向けシンポジウムの実 施箇所数が7カ所増加しているのは、 シンポジウムの中継会場を希望した自 治体が想定していたよりも多くなった ため。 また、熱中症予防強化月間イベントの 実施箇所数が1カ所減少したのは、新 型コロナウイルス感染症の流行により 2020年度に対面でのイベントを実施で きなかったため。				環境省
66	災害対応 基盤施設	地下街	全国地下街に おける安全な 避難等に関す る緊急対策	防災時における利用者等の安全な避難や帰 宅困難者受入施設としての適切な機能を確 保する。	民間等の地下街管 理会社	10カ所	避難誘導看板や止水板の設置、耐震改 修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備 等 ：約10カ所	—				国土交 通省
67	災害対応 基盤施設	エレベーター	防災拠点施設 となる民間高 層建築物のエ レベーターの 地震対策に関 する緊急対策	地震により閉じ込めや、故障等による長期 の運転休止が起こるおそれのあるエレベーター について、地震時管制運転装置の設置、 主要機器の耐震補強措置を実施するな ど、エレベーターの地震対策の促進に係る 緊急対策を実施する。	民間建物所有者	エレベーター 約400台	エレベーター 約400台	—				国土交 通省
68	災害対応 基盤施設	広域防災拠 点（都市公園）	広域防災拠点 となる都市公園 に関する緊急 対策	<停電対策> 非常用発電設備の整備等を行うことで、今 般と同規模の災害が発生した場合でも司令 塔機能等の中枢的機能を確保する。 <豪雨・浸水・暴風、地震対策等> 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、 備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保 等を行うことで、今般と同規模の災害が発 生した場合でも司令塔機能等の中枢的機能 を確保する。	国、都道府県、市 町村	<停電対策> 非常用発電設備の整備等 ：17公園 <豪雨・浸水・暴風、地震対策等> 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、 備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセ ス確保等 ：49公園	<停電対策> 非常用発電設備の整備等 ：約20公園 <豪雨・浸水・暴風、地震対策等> 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震改修、 備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセ ス確保等 ：約50公園	当初想定は概数を記入しており、実際 は数量の変動はなし。				国土交 通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
69	災害対応 基盤施設	通信施設	自治体庁舎等 における非常 用通信手段の 確保に関する 緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の都道府県、市町村、消防本部において、非常用通信手段の整備状況等の緊急点検を行い、地上通信網が被災した際に使用可能な衛星通信回線を用いた非常通信手段が確保されていない課題がある市町村、消防本部の庁舎について、消防庁において、従来よりも高性能で安価な衛星通信ネットワークの次世代システムの構築に係るモデル事業を実施するとともに、衛星通信回線を用いた非常通信手段が整備されていない団体において、衛星通信設備を整備する緊急対策を実施する。	国（モデル事業）、都道府県、市町村、消防本部	都道府県1箇所（モデル事業） 市町村、消防本部 45団体	都道府県1箇所程度（モデル事業）、市町村、消防本部の庁舎200箇所程度（地方公共団体による整備）	現在、モデル事業の成果等に基づき各都道府県が衛星通信回線を用いた非常通信手段の整備を進めている段階であるが、機器設置やネットワーク構築のための設計作業等に当初の想定より時間を要しているため。	149箇所	衛星通信を用いた非常用通信手段の確保に関して、都道府県・市町村等に対して働きかけを行うとともに、技術情報の提供や地方財政措置を通じて推進する等、取組を進める。	○	総務省
70	通信	衛星携帯電話	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に総務省・総合通信局等から地方公共団体に貸与している衛星携帯電話について、使用環境の改善等が必要と判明したことから、バッテリー交換、蓄電池の整備、屋内利用設備の整備等を実施する。	国	＜バッテリーの交換＞ 60台 ＜蓄電池の整備＞ 12台 ＜屋内利用設備の整備＞ 62台	＜バッテリーの交換＞ 約60台 ＜蓄電池の整備＞ 約10台 ＜屋内利用設備の整備＞ 約60台	－				総務省
71	災害対応 基盤施設	官署施設等	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省の官署施設等では多数の来庁者がいるため、大地震等により施設が倒壊等した場合、多数の人命に影響を与えるおそれがあることから、北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の状況の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的に対策が必要な施設が判明したため、これらに対応した施設整備等の緊急対策を実施する。	国、民間	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：95施設	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設 ：法務省官署施設等約100施設	－				法務省
72	通信	衛星電話	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全国の法務省の官庁施設を対象に衛星携帯電話の通信状況及び劣化状況等に関する緊急点検を行い、通信機能に支障が生じている1,251台について、衛星携帯電話を更新する緊急対策を実施する。 また、法務本省、管区施設等111施設においては、災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機を導入する緊急対策を実施する。	国	＜更新整備＞ ○通信機能に支障が生じている衛星携帯電話：1,251台 ○災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機 ：111台	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話：約1,260台 災害応急時等に安定的な通信を可能とするIP無線機：約120台	－				法務省
73	教育	練習船	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	国立大学の練習船について、外部への電力供給や清水の製造・供給機能などの災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制整備に係る緊急支援を実施する。	国立大学法人	国立大学の保有する練習船：2隻	大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備 ：国立大学の保有する練習船2隻	－				文部科学省
74	災害対応 基盤施設	自家発電設備、受変電設備等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の自家発電設備、受変電設備等について緊急点検を行い、大規模停電や豪雨災害等の大規模災害が生じた際に、浸水や容量不足、故障などによる災害応急対策活動への支障のおそれがあり、緊急にハード対策が必要な官庁施設について、支障のおそれを解消するための自家発電設備、受変電設備改修等の緊急対策を実施する。	国	・自家発電設備、受変電設備改修等 ：13施設	・自家発電設備、受変電設備改修等 ：15施設程度	－				国土交通省
75	災害対応 基盤施設	庁舎自家発電施設	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による北海道全域の停電を踏まえ、庁舎自家発電施設の状況等について緊急点検を行い、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす危険箇所が判明した施設について、施設改修の緊急対策を実施する。	国	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1カ所	－				国土交通省
76	観測	監視設備（沖ノ島島）、官庁施設	沖ノ島島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	【沖ノ島島】 台風第8号による監視設備の損傷を踏まえ、沖ノ島島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、沖ノ島島で現在実施している観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の緊急対策を実施する。	【沖ノ島島】 ①国	1箇所	通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備	－				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
77	人材	各種インフラ等	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策	建設技能者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靱化の推進に支障を来さないよう、社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの活用等の処遇改善による担い手の確保、生産性向上等を進める。これらの取組について、改正建設業法を踏まえて緊急的に実施する。	国	全国で実施中	全国	－				国土交通省
78	災害対応 基盤施設	官邸、緊急時対応センター（ERC）、緊急事態応急対策拠点施設（OFC）	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対策拠点となる官邸、ERC、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、異常はなかったが18拠点は緊急性が高い経年劣化が確認されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施した。新設する1拠点についても上記を踏まえて実施した。また、8拠点は経年劣化が見受けられたことから今後3ヶ年で設備更新を実施する。 また、平成30年7月豪雨等の一連の自然災害を踏まえ、全国のオフサイトセンター（OFC）の建物等について、自然災害に対する被害状況や脆弱性の緊急点検を行ったところ、津波、洪水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が6施設判明したため、浸水対策施設や砂防施設の整備等の緊急対策を実施する。	＜固定衛星通信設備の整備＞国 ＜OFC整備＞道府県	＜固定衛星通信設備の整備＞対策実施：27拠点 ＜OFC整備＞自然災害による被害のおそれがあるOFCへの対策実施：6施設	＜固定衛星通信設備の整備＞対策実施：27拠点 ＜OFC整備＞自然災害による被害のおそれがあるOFCへの対策実施：6施設	－				環境省・内閣府
79	災害対応 基盤施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅れの不具合の発生を踏まえ、道府県が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や浸水した場合の代替設置用モニタリングポストの保有状況等の点検を行った。その結果、停電時における非常用電源が十分確保されていないなど、災害時のモニタリング機能の維持に関して課題があることが判明した。これを踏まえ、非常用発電機や可搬型モニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等により、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を実施する。	道府県	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ （電源）142件 （通信）111件 ＜電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ （通信）716件	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ （電源）約140件 （通信）約140件 ＜電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ （通信）約720件	必要性を再検討した結果、一部については既存設備で代替できると判断した。				環境省・内閣府
80	災害対応 基盤施設	放射線測定設備・資機材等	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の災害の発生に備えるために、 ①国所有の緊急時モニタリングに係る設備、資機材を確実に使用できる状態を維持するためにはモニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新等を実施した。 ②道府県で実施される空間放射線量測定が途絶しないためには道府県が放射線の常時監視に使用している機器の更新・耐震化等が必要であるという課題があり、必要な緊急対策を実施する。	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞国 ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞道府県	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等：24台中24台分 ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞大規模自然災害において、道府県が所有するモニタリングに係る設備、資機材が確実に使用できる状態を維持するため、道府県より申請のあった機器等の更新・耐震化等が完了予定 ②-1モニタリングポスト等の更新：114局 ②-2データ集約システム（テレメータ）の更新、改修：11式 ②-3モニタリングポスト等の耐震工事：30局	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ ①モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等：約25台分 ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞ ②-1モニタリングポスト等の更新：約90局 ②-2データ集約システム（テレメータ）の更新、改修：約10式 ②-3モニタリングポスト等の耐震工事：約30局	－				環境省
81	災害対応 基盤施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設・設備等	放射線防護施設等に関する緊急対策	自然災害の発生により原子力災害が発生した際においても、安全に一時的な屋内退避を行うための施設や原子力災害医療施設・設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	道府県	＜放射線防護対策等事業＞10道府県21件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞10道府県13件	＜放射線防護対策等事業＞10道府県約20件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞11道府県約15件	－				内閣府

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
82	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに関する緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を踏まえ、準天頂衛星システムを活用した災害時の通信機能の着実な整備の必要性が高まっているところ、衛星開発の効率的な加速化を図り、災害時に確実に通信できる体制を構築するための緊急対策を実施する。	国	準天頂衛星システム	準天頂衛星システム	－				内閣府
83	通信	情報システム設備	Lアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	Lアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、緊急対策を実施する。	Lアラートの地図化システム等に見のある民間事業者	Lアラートの地図化システムを災害対策支援システムに機能拡張する際の標準仕様	Lアラートの地図化システムを災害対策支援システムに機能拡張する際の標準仕様	－				総務省
84	災害対応 基盤施設	多言語音声 翻訳基盤技術	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震において、訪日外国人等に対する多言語での避難情報等の提供が不十分な面があったので、適切な避難行動が困難な事態が発生したことから、情報提供基盤の抜本的強化に向けて多言語音声翻訳基盤技術を高度化する。	国	クラウド型多言語音声翻訳システム	クラウド型多言語音声翻訳システム	－				総務省
85	通信	通信施設	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	重要インフラの緊急点検等を踏まえ、災害時に地域での訪日外国人に対する多言語での避難情報が提供できず、適切な避難行動が困難な事象が生じたことから、大規模災害に備え、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に実施する。	映像配信プラットフォームに知見のある民間事業者	映像配信プラットフォームに係る標準仕様	映像配信プラットフォームに係る標準仕様	－				総務省
86	通信	防災行政無線	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村について、戸別受信機等を配備することにより、情報伝達の確実性を向上させる緊急対策を実施する。	市町村	104団体	250市町村程度	事業実施環境を整えることが困難であったことや、効果的な配備方法等について技術的知見が不足している等の課題により、実施箇所数が当初の想定よりも増えなかったため。	145箇所	希望する市町村に対して国から戸別受信機の無償貸付による配備の支援や、実機を用いたデモンストレーションを行う等の取組を進めるほか、引き続き、地方財政措置による財政支援、手引書等による技術的支援、各種会議の場を通じた広報啓発等により、早期の対策完了が図られるよう、積極的に市町村の取組を促していく。	○	総務省
87	観測	災害把握のための観測施設・設備	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の地震火山観測点及び海底地震・津波観測網等について電力断・回線断等の際のバックアップ体制やシステムの堅牢性等について緊急点検を行い、故障している観測点の復旧や、発災時に常時観測の継続に支障をきたす恐れのある観測点の更新及び観測システムの計画の早期着手の緊急対策を実施する。	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	＜地震観測網の復旧・更新＞ Hi-net 68箇所、F-net 10箇所、K-NET120箇所 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 高知県沖～日向灘の海域(箇所数表記は困難)	＜地震観測網の復旧・更新＞ Hi-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 高知県沖～日向灘の海域(箇所数表記は困難)	－				文部科学省
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所、河川監視カメラ等について、浸水・停電対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：163箇所 都道府県管理河川：375箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：168箇所 都道府県管理河川：429箇所 □監視施設、庁舎等 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：299箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 214箇所 ・整備局間の通信の増強 9地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、57中継所 ・大容量小型移動無線の配備 9地方整備局等、128事務所	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：約200箇所、 都道府県等管理河川：約400箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：約200箇所、 都道府県等管理河川：約400箇所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約60中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10地方整備局等、約150事務所	【水文観測所、監視施設】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
89	河川	情報収集	全国の大河川 における情報 収集に関する 緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、複数河川で同 時に被災が発生した場合又は連続して襲来 する台風などに対する情報収集体制につい ての緊急点検を行い、複数河川で同時に被災 が発生した場合等の情報収集体制に課題 がある水系について、台風通過後直後のヘ リコプターによる情報収集ができない強風 下においても飛行が可能な全天候型ドロー ンの整備、災害発生後の二次被害防止のた めの情報収集効果の高い陸上・水中ドロー ンの整備の緊急対策を実施する。	国	全天候型ドローン：国管理河川 35台 陸上水中レーザードローン：国管理河川 11台	全天候型ドローン：国管理河川 約30 台 陸上水中レーザードローン：国管理河 川 約10台	【全天候型ドローン】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である				国土交 通省
90	河川	情報基盤	河川情報の提 供方法・手段 等に関する緊 急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行 動に結びつく水災害ハザード・リスク情報 共有の方法、手段等について緊急点検を行 い、監視や周知が必要な氾濫の危険性が 高い箇所、河川情報の空白地帯のある河川 等について、切迫性のある分かりやすい河 川情報や危険情報を提供するための緊急対策 を実施する。	国、都道府県、政 令指定都市、市町 村	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が 高い箇所 簡易型河川監視カメラ等の設置（国： 1,676箇所） 簡易型河川監視カメラ等の設置（都道府 県：2,341箇所） 水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内 容の改善が必要なシステム（川の防災情 報、D i M A P S、浸水ナビ等） 都道府県管理河川：1,500河川 ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザード マップが未作成の自治体等 都道府県：145河川 市町村：784市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム下 流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国：120ダム ②県：199ダム	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が 高い箇所 簡易型河川監視カメラ等の設置（国： 約1,700箇所、都道府県：約2,200箇 所） 水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内 容の改善が必要なシステム（川の防災 情報、D i M A P S、浸水ナビ等） ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザード マップが未作成の自治体等 都道府県：約150河川 市町村：約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム 下流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国：約100ダム ②県：約200ダム	【ダム下流浸水想定図・国】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である	＜空白地帯のない河川情 報の提供＞ 【ハザードマップ】 18市町村 【ダム下流浸水想定図・ 県】 6ダム	【洪水ハザードマップ】 令和3年度末までに作成が完了する よう、市町村に対する技術的支援 等を実施。 【ダム下流浸水想定図・県】 ダム下流沿川区長を対象としたダ ムの洪水調節方法や下流への警報 方法についての説明会や沿川住民 への回覧、警報サイレンの吹鳴訓 練を実施。令和4年度完了見込み （令和3年度においては過去に浸水 被害が大きかった河川を優先的に 実施）。		国土交 通省
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸 水のソフト対 策に関する緊 急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水によ り人命への影響が懸念される地下街を有す る地区について、想定最大規模降雨に対応 した内水ハザードマップの作成状況等の緊 急点検を行ったところ、作成していない地 方公共団体について、想定最大規模の内水 ハザードマップ等の作成の緊急対策を実施 する。	都道府県、政令指 定都市、市町村	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハ ザードマップ等の作成＞ 16地方公共団体	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハ ザードマップ等の作成＞ 想定最大規模降雨の内水ハザードマッ プ等を作成していない約20地方公共団 体	当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である				国土交 通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等の ためのソフト 対策に関する 緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国にお いて海岸のソフト対策に関する緊急点検を 行い、観測体制の強化や津波・高潮浸水想 定区域の指定、津波・高潮ハザードマップ の作成等の緊急対策を実施する。	■観測体制 【海岸】 ①国 ②管理者 《調査研究等》 国 ■浸水想定等の推 進 ②都道府県 ■高潮・津波ハ ザードマップ ③市町村 ■浸水ナビのデー タ拡充 ①国	■観測体制 26施設 ■調査研究等 2件 ■浸水想定 28海岸・都道府県 ■ハザードマップ 23市町村	観測体制の強化 約30施設 調査研究等 数件程度 浸水想定公表 高潮：2020年度までに約30海岸・都道 府県 ハザードマップ： 2020年度までに約50市町村	【観測体制、浸水想定】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である	■浸水想定 6海岸・都道府県 ■ハザードマップ 20市町村	■浸水想定 令和3年度末までに確実に公表でき るよう、毎月フォローアップを行 うなど進捗管理を徹底しつつ、都 道府県への技術的支援や先行事例 の情報提供等を実施。 ■ハザードマップ 令和3年度末までに確実に作成が完 了するよう、毎月フォローアップ を行うなど進捗管理を徹底しつ つ、市町村への技術的支援や先行 事例の情報提供等を実施。		農林水 産省・ 国土交 通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに気象庁において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の実施、土砂災害ハザードマップの作成、気象庁では、土砂災害警戒判定メッシュの高精度化の緊急対策を実施する。	国、都道府県、市町村	＜基礎調査＞ 基礎調査の完了：38,640箇所 ＜ハザードマップ＞ 土砂災害ハザードマップの整備：245市町村 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 提供開始	＜基礎調査＞ 基礎調査の完了：約4万箇所 ＜ハザードマップ＞ 土砂災害ハザードマップの整備：約250市町村 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 土砂災害警戒判定メッシュの提供・改善が必要なシステム	—				国土交通省
94	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、全国の火山周辺等の監視カメラ等を対象に、電源・通信等の機能確保体制について緊急点検を行い、機能確保体制が脆弱な箇所について、監視カメラ等の通信回線や電源設備の多重化、通信・電源の状況を確認するシステムの整備等の緊急対策を実施する。 長期間噴火活動を休止している火口の監視体制について緊急点検を行い、噴火の発生が把握出来ない火口を有する火山について、火山監視カメラ等の整備の緊急対策を実施する。 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、庁舎の非常用電源の設備状況を緊急点検を行い、非常用電源の不足により庁舎機能が一部停止する箇所について、庁舎の非常用電源の増強等の緊急対策を実施する。	国、都道府県	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：150箇所 ＜火山監視カメラ等の整備＞ 8箇所 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 予備電源設備の整備：国：5箇所	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150箇所 ＜監視体制の強化＞ 監視カメラ等の整備：約10箇所 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 予備電源設備の整備：約10箇所	【監視カメラ等の整備、庁舎の非常用電源】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
95	観測	気象・地震等観測施設	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象・地震等の観測施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時や停電時等に観測データの収集に支障が生じ、気象・地震等の監視・予測に大きな影響を及ぼすおそれのある施設について機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備を実施する。	国	＜観測施設の機能強化＞ 気象レーダーの整備：9箇所 地域気象観測システム等の整備：1097箇所 ＜電源の強化＞ 観測機器非常用電源設備等の整備：857箇所 ＜通信の強化＞ 観測機器非常用通信設備等の整備：22箇所 ＜代替施設の整備＞ 可搬型観測装置等の整備：71式	＜観測施設の機能強化＞ 気象レーダーの整備：約10ヵ所 地域気象観測システムの整備：約1,100ヵ所 ＜電源の強化＞ 観測機器非常用電源設備等の整備：約900ヵ所 ＜通信の強化＞ 観測機器非常用通信設備等の整備：約30ヵ所 ＜代替施設の整備＞ 可搬型観測装置等の整備：約70式	＜通信の強化＞ 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である。				国土交通省
96	観測	気象業務を維持するための拠点施設	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、気象業務を維持するための拠点施設を対象に、災害時の継続性に係る緊急点検を行い、大規模災害時等において自家発電設備の浸水等により業務の継続が困難になるおそれや、官署間の連絡を行う情報通信設備の冗長性が確保されていない等の課題がある施設について、これら課題に対応した電源設備・情報通信設備等の整備を実施する。	国	電源設備・情報通信設備の整備 66箇所	自家発電設備・情報通信設備の整備：約70ヵ所	—				国土交通省
97	観測	地震・火山等の状況を監視・観測する施設	電子基準点網等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震や草津白根山の噴火等、相次ぐ自然災害を踏まえ、地殻変動の監視・観測等の継続性確保に必要な電子基準点網（GNSS連続観測システム）等の強化のための緊急対策を行う	国	電子基準点の移設：5件 電子基準点網等の強化：1029件 衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化：4件 電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化：必要な体制について検討を実施	（１）電子基準点の移設 数件程度 （２）電子基準点網等の強化 千件程度 （３）衛星SARによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 数件程度 （４）電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き継ぎ検討	—				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成 に向けて 検討が必要	府省庁 名
98	宅地	情報基盤	宅地の滑動崩 落及び液状化 のソフト対策 に関する緊急 対策	＜滑動崩落対策＞ 全国の大規模盛土造成地マップの作成・公表及び大規模盛土造成地ごとの調査を実施することで、人命にもつながる滑動崩落被害に対する事前対策を促進する。 ＜液状化対策＞ 全国の液状化ハザードマップの作成・公表及び高度化を行うことで、人命にもつながる液状化被害に対する事前対策を促進する。 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 高精度なインフラ等の液状化被害の推定手法等を開発し、インフラ耐震対策の優先順位の検討等に活用する。	国、 都道府県、 政令指定都市、 市区町村、 国立研究開発法人 土木研究所、 国立研究開発法人 建築研究所	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表 ：593市区町村 大規模盛土造成地の調査 ：431市区町村 ※この他69市区町村については、地方 公共団体が交付金によらず実施 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表 ：1,741市区町村 液状化ハザードマップの高度化 ：2市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 9件	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表 ：約600市区町村 大規模盛土造成地の調査 ：約500市区町村 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表 ：約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化 ：約350市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 数十箇所程度	＜液状化対策＞ 「液状化ハザードマップの作成・公表」の実施箇所は、当初想定では新たに着手する予定の約1,350市区町村であったが、全国統一的なマップ整備が施策推進に有効と判明したことから、既にマップ作成済みの箇所(約350市区町村)を含む全国1,741市区町村について作成・公表を実施。 このマップの作成・公表により、結果として当初想定していた高度化部分（マップ作成方法の統一）に対応。 そのうえで、「液状化ハザードマップの高度化」については、地方公共団体から実施要望のあった2箇所を実施し、個別の地域情報（災害時の避難行動における留意点等）の追加等の部分についてさらなる高度化を実施。 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 「液状化ハザードマップの高度化等」については、発注業務を最大数十件程度と見込んでいたが、業務の一本化等により9件の業務発注により実施。			国土交通省	
99	電力	発電設備・ 送配電網	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	都道府県、民間事業者、個人	約56万kw	約55万kW	－				経済産業省
100	電力	風力発電設備	風力発電の安全確保に関する緊急対策	事故の原因究明の結果、原因は主に事業用風力発電設備の保安体制であることが判明したため全国の事業用風力発電設備2,300基に対して2019年6月13日に、原因究明の結果から得られた対策である①風車の制御のため電源の確保 ②適切な保安管理体制の構築 ③停止・廃止の際の安全の確保について、指示し、7月末までに全ての事業者から報告を受けた。	発電事業者	2300基	約700基の内数	事故の原因究明の結果、原因が当時想定していた基礎の強度不足ではないことが判明したことから、事故のあった風力発電設備と同様の基礎構造を持つ700基を含む、全国の事業用風力発電設備2,300基に拡大した。				経済産業省
101	燃料	出入荷設備	製油所・油槽所に関する緊急対策	全国の製油所（22箇所）・油槽所（110箇所）について、停電時出荷能力や強靱化（液状化・津波対策）の連携の緊急点検を行ったところ、製油所・油槽所の非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化対策を進めていく必要があることから、これらの実現に必要な緊急対策を実施する。	石油精製事業者等	74箇所	65箇所	各社が必要性をふまえ精査を行った結果による修正	31箇所の耐震化・液状化対策（※非常用発電設備の整備・増強は、概ねすべて完了）	令和3年度予算での対応。令和3年度完了予定。		経済産業省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
102	燃料	燃料供給設備	燃料供給上重要なSS（サージステーション）等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国のSS等における自家発電設備の整備状況及び災害時の緊急配送用ローリーの配備状況の緊急点検を行ったところ、更なる強化対策を進めていく必要があることから、SS等における自家発電設備の整備、緊急配送用ローリーの配備等の緊急対策を実施する。	民間の揮発油販売業者等	SS等における自家発電設備の整備：全国8,000箇所 緊急配送用ローリーの配備：全国6,700台	SS等における自家発電設備の整備：全国約8,000箇所 緊急配送用ローリーの配備：全国約6,700台	—				経済産業省
103	燃料	ガス事業用LNG基地等	ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国のガス事業用のLNG基地等へ自家発電設備の設置状況等の緊急点検を実施。長時間停電時、ガス事業者の供給機能を維持するために電気が必要である事業所のうち、自家発電設備等の導入が必要な事業所、自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造/供給に課題がある事業所に対し、自家発電設備整備等の緊急対策を実施する。	民間等のガス事業者	＜自家発電設備等の導入が必要な事業所＞ 2事業所 ＜ガスの長時間製造/供給に課題がある事業所＞ 22事業所	＜自家発電設備等の導入が必要な事業所＞ 2事業所 ＜ガスの長時間製造/供給に課題がある事業所＞ 22事業所	—				経済産業省
104	燃料	球形貯槽等の高圧ガス設備	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	東日本大震災における球形貯槽崩壊の被害を受け、既存の高圧ガス設備については、最新の基準に適用するよう耐震補強が求められている。今後、南海トラフ巨大地震等、より大きな地震が発生する可能性も指摘されており、当補強については緊急に実施しなければならない。大規模地震対策として、既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合させるために補強工事を行う事業者に対し補助を実施する。	民間事業者	高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制、最小化を大幅に進捗させるため、石油化学関連設備16基、石油精製関連設備5基について、最新の耐震基準への適合化を全て完了見込み。また事業者独自の取組が並行して進められている。	石油化学関連設備31基以内、石油精製関連設備9基以内	事業者による補助事業実施の精査や予算の範囲内での補助事業の実施であるため。				経済産業省
105	電力	再エネ・蓄エネ設備	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	平成30年の大規模災害を踏まえ、全国の再エネ・蓄エネシステム（太陽光発電、蓄電池等）の破損状況及び災害時の機能発揮状況について緊急点検を行い、発電・蓄電容量の不足及び停電時の自立運転が不可能といった課題が判明したため、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再エネ・蓄エネシステムの整備等の対応方策を実施する。	都道府県、市区町村、民間の施設所有者等	＜公共施設＞ 47都道府県等の避難所等：261ヵ所 ＜民間施設＞ 災害時の電源確保が必要な施設等：123ヵ所	＜公共施設＞ 47都道府県等の避難所等：約250ヵ所 ＜民間施設＞ 災害時の電源確保が必要な施設等：約270ヵ所	公募した結果、予算の範囲で384ヵ所で実施した。				環境省
106	電力	原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等の災害の発生を受けて、同様の災害の発生に備えるために、原子力施設の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況を迅速に国民が共有できないという課題が見つかったので、原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページ整備の緊急対策を行う。	国	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 1 ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 1	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 1 原子力規制検査業務システム ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 1 原子力規制検査ホームページ	—				環境省
107	農業	ダム、頭首工、排水機場、水門、農業用水路、揚水機場	農業水利施設に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要な施設について、非常時にもこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。	国、都道府県等	農業水利施設の整備：983地区	耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れがあるなど、早急な対応が必要な地区：約1000地区	—				農林水産省
108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊急対策	卸売市場の生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、「重要インフラの緊急点検」を行った卸売市場のうち、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い市場について、当該市場のBCP（事業継続計画）等の内容を踏まえ、必要性に応じて非常用電源の設置・改修を支援する。	地方公共団体、第三セクター、事業協同組合、法人等	停電時の電源確保等（BCP作成を含む。）に向けた対策を実施：79市場	停電時の電源確保等に向けた対策を実施：約100市場	—	20市場	未策定の市場に対しては、進捗状況を把握するとともに、策定事例を共有し、必要に応じ助言を行うことにより、卸売市場の関係者との調整を促す。 既に79市場において、BCPの策定を完了していることから、20市場については、令和3年度中の完了を目指す。		農林水産省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業者等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	－				農林水産省
110	農業	貯乳施設（クーラーステーション）	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業者等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	－				農林水産省
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等を対象に緊急点検を行い、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、生乳の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	指定生乳生産者団体、乳業者等（都道府県、農協など地域の関係者と連携）	全国で10ブロックにおいて停電時の対応計画を作成。これに基づき、各計画で位置付けられた基幹となる乳業工場への非常用電源整備を進めることで、災害時における生乳の持続的な生産・流通を確保できる見込み。	全国の10ブロック	－				農林水産省
112	農業	食肉処理施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、畜産物の安定供給上重要な食肉処理施設（157施設）を対象に緊急点検を行い、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作成及び非常用電源設備の導入等により、食肉の持続可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	食肉処理業者	全国の全ての食肉処理施設のうち現在稼働している150施設において、停電時の対応計画等を整備。 また、これに基づき、対応計画の運用（災害時における優先リースの協定締結や冷蔵施設の開閉制限マニュアル等）を整備するとともに、停電時の対応計画の運用では体制が不十分な施設について、必要な非常用電源設備を導入し、災害時における食肉の持続可能な生産・流通を確保。	各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設 40施設	昨年8月に再度、全ての食肉処理施設に対して、緊急点検と同様の調査を実施したところ、すべての食肉処理施設において、停電時対応計画等の整備を実施していたため。				農林水産省
113	農業	農業用ハウス	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウスの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定した上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。	都道府県	8, 773ha	約9, 000 ha	－				農林水産省
114	漁港	防波堤、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	流通や防災上特に重要な漁港における緊急点検の結果を踏まえ、発災時に主要施設の倒壊や電源の喪失による被害の恐れが強く緊急的に対策が必要な漁港について、防波堤等の強化や主要電源の浸水対策、非常用電源の設置等を実施する。	国、都道府県、市町村等	58漁港	約60漁港	－				農林水産省
115	水道	水道施設（取・浄・配水場）	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害等を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、（1）停電、（2）土砂災害、（3）浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場等、また、（4）耐震化が必要な浄水場等について、自家発電設備の設置等の緊急対策を2020年度までに実施する。 ※病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設	都道府県、市町村等の上水道事業者及び水道用水供給事業者	＜停電対策＞ 自家発電設備の設置等：84カ所 ＜土砂対策＞ 土砂流入防止壁の設置等：55カ所 ＜浸水対策＞ 防水扉の設置等：77カ所 ＜耐震対策＞ 浄水場の耐震化率：3％ 配水場の耐震化率：4％	＜停電対策＞ 139カ所 ＜土砂対策＞ 94カ所 ＜浸水対策＞ 147カ所 ＜地震対策＞ 3%の浄水場 4%の配水場	施設の耐震化や更新に合わせて緊急対策を実施することとしたため、令和3年度以降に実施することとなった他、経営上・財政上の理由により令和2年度までに実施することができなかったため。	＜停電対策＞ 55カ所 ＜土砂対策＞ 39カ所 ＜浸水対策＞ 70カ所	対策が完了にならない箇所については、水道事業者等に対して今後の施設整備計画への位置づけをさせるなどの指導等を行っていく。	○	厚生労働省
116	水道	水道管路	全国の上水道管路に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業者等において、水道管路の災害対応状況について緊急点検を行い、2022年度までに耐震化すべき基幹管路約8, 600kmについて、耐震化のペースを現在の1.5倍に加速させる緊急対策を実施する。	都道府県、市町村等の上水道事業者及び水道用水供給事業者	基幹管路の耐震化：4, 600km	約4, 600km	－				厚生労働省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
117	水道	工業用水道 施設	工業用水道に 関する緊急対 策	平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等における被害状況を踏まえ、全工業用水道事業（243事業）を対象に、洪水による浸水対策、非常用電源設備に関する対策、インフラ施設の耐震化について緊急点検を行い、浸水、耐震化対策等の必要のある事業が判明したため、緊急対策を実施する。	工業用水道事業者 （地方公共団体）	142箇所	約149事業	3カ年計画策定後、強化対策事業の執行を進めてきたが、耐震化対策については、工業用水道事業者において施設更新計画の策定が進められた結果、当初想定されていた箇所耐震化対策が追加された結果、執行箇所数が増加となった。 一方で、浸水、非常用電源設備の対策については当初の目標設定において、事業者の計画より前倒して実施することを想定していたが、前述の追加の耐震化工事が優先された結果、前倒し分が実施できなかったため、当初の目標を達成できなかった。	7箇所	（浸水対策、非常用電源設備の対策ともに） ・対応方針 達成できなかった対策については、昨年12月に閣議決定された国土強靱化5カ年対策の中で継続して対策を行っていくことで達成される予定。また、3カ年対策ではBCP等のソフト対策の策定の促進が不十分であったことの反省を踏まえ、5カ年対策では工業用水道事業のBCP等の策定率を100%とすることを目標としており、工業用水道政策小委員会内においてもBCPの策定促進への取り組みについて議論がなされている。今後、議論も踏まえつつ、経済産業省としては、工業用水道事業者におけるBCP策定・改定状況を定期的に把握し、公表等を行うことで、BCP等と連携した効果的な工業用水道施設の強靱化を事業者に促進させる予定。 ・対応完了時期 令和7年度		経済産業省
118	電力	独立行政法人所有施設	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の全国の施設において著しく老朽化している設備等の更新・改修を行う。これにより、民間企業との共同受託研究・法執行支援業務・試験評価業務等を継続的に実施できる環境を早急に整備することで、業務停滞による企業の社会経済活動への影響を防止する。産総研では、電力関連設備、給排水関連設備等の改修、NITEでは、老朽設備の改修等工事、大型蓄電池システムでの試験評価施設における試験用資材の保全等のための作業準備棟の早期整備等を行う。	国	【産総研】 （老朽化対策） 電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新：3カ所（つくばセンター、中部センター、関西センター） 【NITE】 電源設備及び蒸気配管等の更新：4カ所 （本所、かずさ、九州支所、東北支所） ＜作業準備棟整備＞ 大阪事業所：1カ所	【産総研】 （老朽化対策） 電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新：3カ所（つくばセンター、中部センター、関西センター） 【NITE】 （老朽化対策） 電源設備及び蒸気配管等の更新：4カ所 （本所、かずさ、九州支所、東北支所） ＜作業準備棟整備＞ 大阪事業所：1カ所	—				経済産業省
119	教育	国立大学、国立研究開発法人等施設・設備等	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、国立大学法人、国立研究開発法人等施設等を対象に、重要インフラ設備（自家発電設備等）の保有状況等の緊急点検を行ったところ、直ちに対策を行わない場合、災害発生後に研究活動の中断、データ消失、試料滅失の危機等がある法人について、研究活動継続や安全確保対策等のためのインフラ設備の更新、最重要研究設備の改修・整備等を実施する大学等を国が支援するなどにより改善する緊急対策を実施する。	国立大学法人、国立研究開発法人等	＜国立大学法人等＞ 78法人 ＜国立研究開発法人＞ 6法人	（国立大学法人等） 82法人 （国立研究開発法人） 6法人	—				文部科学省
120	教育	国立大学及び大学共同利用機関における研究基盤	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	近年多発する災害による超精密機器の破損や情報ネットワークの断線などを踏まえ、国内外の多数の学生や研究者等が防災・減災に資する最先端の研究活動を行う基盤となる研究インフラについて、被害の抑止・最小化などの災害対策が急務となっている。このため、大規模災害の発生に備え、火山等の環境変動観測システムや膨大なデータを瞬時に流通・活用できる情報インフラ設備等の研究基盤の整備を実施する。	国立大学及び大学共同利用機関	国立大学法人10法人、大学共同利用機関法人3法人	国立大学10法人、大学共同利用機関3法人	—				文部科学省
121	教育	国立大学等設備	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における情報通信機能の確保や人命保護等に係る対策を講じるため、国立大学法人等の基盤的インフラ設備の整備の緊急対策を実施する。	国立大学等	災害対策が必要な国立大学等の基盤的インフラ設備の整備件数：12箇所	国立大学等：12箇所	—				文部科学省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
122	環境	廃棄物処理 施設	大規模災害に 備えた廃棄物 処理体制整備 緊急支援及び 一般廃棄物処 理施設の整備 及び更新に関 する緊急対策	平成30年大阪北部を震源とする地震等を踏 まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物 処理施設に関する緊急点検を行い、災害廃 棄物処理計画の策定促進が必要な自治体に ついて、全国8ブロックからそれぞれ代表 的な事例となるような自治体や、災害時の 事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた 一般廃棄物処理施設について、災害廃棄物 処理計画策定の促進を強化して行うほか、 災害時の事故リスクが懸念される施設につ いて、施設の整備及び更新を支援するとと もに、防災機能の向上を図る等の緊急対策 を実施する。	国、自治体及び事 務組合	・災害廃棄物処理計画の策定促進が必要 な自治体：148自治体 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設：137 施設	・災害廃棄物処理計画の策定促進が必要 な自治体：全国8ブロックから各15 自治体(計約120自治体) ・災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設： 約60施設	・災害廃棄物処理計画の策定促進につ いては、都道府県のリーダーシップの もと、都道府県下の処理計画未策定の 中小規模自治体を対象とした事業を進 めた結果、148の自治体で処理計画の素 案の作成が完了した。 ・災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設に ついては、防災機能の向上を図る等の 緊急対策を実施する自治体からの要望 が多かったため。			環境省	
123	環境	特定支障除 去等事業地	産業廃棄物不 法投棄等原状 回復措置に関 する緊急対策	平成30年7月豪雨等を受けて、不法投棄等 事案による汚染が大雨等で流出するリスク (地下水汚染除去工事箇所の近接地にお ける土砂崩落等)が判明したことから、こ うした災害の発生に備えるために、特定産業 廃棄物に起因する支障の除去等に関する特 別措置法に基づく5ヵ所の産業廃棄物の不 法投棄等事案について、緊急対策を実施す る。	都道府県等	土壌・地下水の有害物質による汚染等の 除去等対策：5箇所	平成10年6月16日以前の不法投棄等事 案で平成25年3月31日までに環境大臣 に協議し、同意を得た都道府県等によ る特定支障除去等事業（5箇所）	－				環境省
124	環境	プラスチッ クリサイク ル設備	災害に強いリ サイクル設備 (省CO2型リサ イクル高度化 設備)整備促 進緊急対策	平成30年7月豪雨等における災害廃棄物対 応の教訓を踏まえ、同様の災害の発生に備 え、災害廃棄物処理等を円滑化するため に、災害時に基幹的なリサイクル拠点にプ ラスチックリサイクル体制の拡充・強化の ための新規設備を導入することにより、災 害に強く、より高度なリサイクル体制整備 を行う緊急対策を実施する。	民間のリサイク ル業者等	161箇所	災害時の基幹的なリサイクル拠点約 240箇所	当初想定していたよりも、1箇所あた りの事業規模が大きくなったため。な お、事業規模が大きくなったことによ り、1箇所あたりの廃プラリサイクル量 も増加している。				環境省
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽 に関する緊急 対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東 部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合 併浄化槽の設置状況（設置後経過年数、破 損、漏水等）について緊急点検を行い、 約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄物処 理施設整備計画に基づき転換すべき単独処 理浄化槽であって、早期に転換が必要な浄 化槽が残存していることが判明した。浄化 槽が破損することにより土壌や地下水への 大腸菌群の流出等、生活環境の悪化リスク も増加し、伝染病等の発生につながるこ とから、災害に強く早期に復旧できる合併浄 化槽の整備等の緊急対策を実施する。	国、地方公共団体 および個人の単独 浄化槽管理者	単独処理浄化槽：1.9万基	単独処理浄化槽 ：約1.9万基	単独処理浄化槽約1万基(基数は暫定数 値)				環境省
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命 化計画策定の ための緊急対 策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東 部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等 の報告があった。長期間稼働している浄化 槽は災害が発生した場合の破損リスクが大 きく、それにより土壌や地下水への大腸菌 群の流出等、生活環境の悪化リスクも増加 し、伝染病等の発生につながることから、 こうした災害の発生に備えるために、浄化 槽の補修、更新を計画的に行い、更新及び 維持管理に係る費用を削減するための各自 治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラ インを作成に要する調査（単独処理浄化槽 の強度試験や構造解析等）を実施する等の 緊急対策を実施する。	国	＜国がガイドラインを公表する対象自治 体＞ 浄化槽整備事業を行っている都道府県、 市町村	浄化槽整備事業を行っている都道府 県、市町村	－				環境省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
127	環境	PCB廃棄物 処理施設	JESCO高濃度 PCB処理施設に 関する緊急対 策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平 成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、 JESCO高濃度PCB処理施設の設備等の点検を 行い、処理の安全性を確保し、設備の故障 リスクを低減するとともに地元住民の安 全・安心を確保するために早期に補修・改 修が必要な設備等が判明したため、当該設 備等の補修・改修を行うとともに、施設の 確実かつ速やかな原状回復を進める等の緊 急対策を実施する。	JESCO等	JESCO高濃度PCB処理施設（5ヵ所）	JESCO高濃度PCB処理施設（5ヵ所）	－				環境省
128	環境	PCB廃棄物 保管事業場	PCB早期処理の ための緊急対 策	平成30年大阪北部を震源とする地震及び平 成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、こう した災害に備えるために、未把握の高濃度 PCB廃棄物及び使用製品が未だに市中に多 数残されているといった課題に対応し、災 害時のPCB廃棄物の紛失リスクを低減する ため、各都道府県・政令市における高濃度 PCB廃棄物及び使用製品の早期処理を促す 等の緊急対策を実施する。	国	各都道府県・政令市（127自治体）	各都道府県・政令市（122自治体）	－				環境省
129	空港	滑走路、誘 導路、エプ ロン	航空輸送上重 要な空港等に 関する緊急対 策（基本施設 ）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送 上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設 の設計条件等の緊急点検を行った結果、部 分的な沈下等により必要な護岸高さを確保 できていない施設や浸水の可能性が懸念さ れる施設があることが判明したため、護岸 の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を 実施する。 また、液状化の可能性が懸念されることが 確認された滑走路等について、所要の耐 震対策を実施する。	国、民間	＜護岸の嵩上げ＞ 関西国際空港を含む4空港 ＜排水機能の強化＞ 関西国際空港を含む5空港 ＜滑走路等の耐震対策＞ 3空港	＜護岸の嵩上げ・排水機能の強化＞ 関西国際空港を含む6空港 護岸の嵩上げ：関西国際空港を含む 4空港 排水機能の強化：関西国際空港を含 む5空港 ＜滑走路等の耐震対策＞ 3空港	－				国土交 通省
130	空港	管制施設、 電源局舎、 無線局舎	航空輸送上重 要な空港等に 関する緊急対 策（無線施設 等）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送 上重要な空港等を対象に、無線施設の電源 設備等の設置状況等の緊急点検を行った結 果、一部の施設において浸水の可能性があ ることが判明したため、施設への止水扉設 置や無線施設の被災時の代替機能確保等の 緊急対策を実施する。	国、民間	＜無線施設の電源設備等の浸水対策＞ 6空港 ＜非常用発電設備等の設置＞ 8空港	＜無線施設の電源設備等の浸水対策＞ 6空港 関西国際空港を含む6空港 ＜非常用発電設備等の設置＞ 関西国際空港を含む8空港	－				国土交 通省
131	空港	ターミナル ビル、燃料 施設	航空輸送上重 要な空港等に 関する緊急対 策（ターミナ ルビル）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送 上重要な空港等を対象に、ターミナルビル 等の非常用電源・電気設備の設置状況等の 緊急点検を行った結果、一部の電源設備等 が地下に設置されており、浸水の可能性が あることが判明したため、電源設備等の浸 水対策を図る。 また、平成30年北海道胆振東部地震等を 踏まえ、ターミナルビル等の耐震対策の実 施状況等の緊急点検を行った結果、補強が 必要な吊り天井が確認されたため、所要の 対策を図る。	民間	＜ターミナルビルの電源設備等の浸水対 策＞ 7空港 ＜ターミナルビルの吊り天井の安全対策 ＞ 12空港	＜ターミナルビルの電源設備等の浸水 対策＞ 関西国際空港を含む7空港 ＜ターミナルビルの吊り天井の安全対 策＞ 約12空港	－				国土交 通省
132	空港	空港アクセ ス	航空輸送上重 要な空港等に 関する緊急対 策（空港BCP ）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送 上重要な空港等を対象に、空港全体として の機能維持・復旧に必要な業務継続計画 （BCP）について見直しを行う。	国、民間	＜空港BCPの見直し＞ 16空港	＜空港BCPの見直し＞ 約16空港	－				国土交 通省
133	航空交通	管制施設、 電源局舎、 無線局舎	航空輸送上重 要な空港等に 関する緊急対 策（航空路施 設）	平成30年台風21号等を踏まえ、航空交通 管制部の施設等を対象に、管制施設の電源 設備・電気設備の設置状況等の緊急点検を 行った結果、一部の施設において浸水の可 能性があることが判明したため、施設への 止水扉設置による浸水対策を実施する。	国	＜管制施設の電源設備等の浸水対策＞ 6施設	＜管制施設の電源設備等の浸水対策＞ 6施設	－				国土交 通省
134	海上交通	航路標識	全国の航路標 識に関する緊 急対策（電源 設備）	平成30年の北海道胆振東部地震を踏まえ、 全国の船舶通航信号所を対象に、現状の予 備電源保持時間等について緊急点検を行 い、予備電源保持時間の基準を満たしてい ない等、課題がある施設について、基準に 対応した予備電源設備の整備に関する緊急 対策を実施する。	国	船舶通航信号所の予備電源設備の整備： 21箇所	電源保持時間の基準を満たしていない 等、課題がある予備電源設備：約20箇 所	－				国土交 通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	＜海水浸入防止対策＞ 平成30年の台風24号等による灯台の倒壊・損壊を踏まえ、全国の灯台について、亀裂や基礎部の緊急点検を行い、倒壊等の蓋然性の高い灯台について、倒壊等を防止するために必要な緊急対策を実施する。 ＜海域監視体制の強化＞ 平成30年の台風21号に伴う暴風・波浪の影響により、関西国際空港周辺に避難した船舶が走錯し連絡橋に衝突したことを踏まえ、海域監視体制について緊急点検を行い、海域監視体制の強化等が必要な海域について、走錯等に起因する重大な事故の防止を図るため、必要な緊急対策を実施する。	国	海水浸入防止対策 ①FRP造灯台：280箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台：50箇所 海域監視体制の強化：5箇所（重複除く）	＜海水浸入防止対策＞ ①FRP造の灯台（基礎部アンカー留め）で海水浸入防止対策が必要な施設：約250箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深く海水浸入防止対策が必要な施設：約50箇所 ＜海域監視体制の強化＞ 海域監視体制の強化等が必要な海域：5箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
136	道路	信号機	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の信号機電源付加装置の整備・保守状況等に係る緊急点検を行い、動作不良の状態にあるものを含め、今後優先して更新・整備を行うべき箇所が確認できたことを踏まえ、災害による停電が発生した際でも、道路交通に大きな混乱が生じることのないよう、喫緊に約1,000台の信号機電源付加装置を更新・整備する緊急対策を実施する。	都道府県	信号機電源付加装置の整備：1,031台	信号機電源付加装置約1,000台	—				警察庁
137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	道路法面・盛土対策等を行うことで、豪雨による土砂災害等の発生を防止する。	国、高速道路会社、地方自治体	＜道路法面对策等＞ 2,030箇所	＜道路法面对策等＞ 約2,000箇所	—				国土交通省
138	道路	排水施設等の道路構造物	道路の排水施設等に関する緊急対策	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 道路の排水能力を向上させることで冠水による被害を防止する。 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ アンダーパス部等の排水能力の向上を行い、冠水による被害を緩和する。	国、高速道路会社、地方自治体等	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 1177箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 202箇所	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 約1,200箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 約200箇所	—				国土交通省
139	道路	消波ブロック等の道路構造物	道路における越波、津波に関する緊急対策	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 越波防止対策を行うことにより越波による被害を防止する。又はネットワーク整備を行い、越波・津波による危険箇所を回避する。	国、地方自治体	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 83箇所	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 約80箇所	—				国土交通省
140	道路	橋梁、道の駅等	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 橋梁の耐震対策の実施により、地震による倒壊リスクを解消する。 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 道の駅の施設の耐震対策の実施により、倒壊リスクを解消する。	国、高速道路会社、地方自治体	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 597箇所 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 27箇所	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 約600箇所 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 約30箇所	—				国土交通省
141	道路	踏切	全国の踏切道に関する緊急対策	優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差を行う。	国、地方自治体、鉄道事業者	＜優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備＞ 224箇所 うち踏切の立体交差：22箇所	＜優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備＞ 約200箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である	2箇所	有識者を交えた検証委員会を開催し、令和2年度に事業再評価を実施。工期短縮を検討しつつ整備を進め、令和4年度の立体交差化を予定。		国土交通省
142	道路	道路施設（道路照明、トンネル照明、CCTV等）、道の駅、庁舎等	道路における無停電設備等に関する緊急対策	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 被災状況を迅速に把握できる体制の確立等のため、道路施設（CCTV、道路情報板等）の無停電設備を整備する。 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 被災時の住民の避難や復旧活動の支援等のため、道の駅の施設の無停電設備を整備する。	国、高速道路会社等、地方自治体	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 1581箇所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 82箇所	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約1,600箇所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 約80箇所	—				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成 に向けて 検討が必要	府省庁 名
143	道路	道路法面、 橋梁等の道 路構造物	大雪時の車両 滞留危険箇所 に関する緊急 対策	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるため、待避場所等のスポット対策、除雪車増強の体制強化等を実施する。	国、高速道路会社、 地方自治体	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：737箇所	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：約700箇所	－				国土交通省
144	道路	電柱	市街地における電柱に関する緊急対策	電柱倒壊の恐れのある緊急輸送道路について、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を推進する。また、技術職員がいない自治体における事業実施をサポートする支援体制を構築する。	国、地方自治体、電線 管理者	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 緊急輸送道路 1,000 k m	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 緊急輸送道路 約1,000 k m	－				国土交通省
145	下水道	下水道管路	緊急輸送路等に 布設されている 下水道管路に関する緊急対策	北海道胆振東部地震における液状化によるマンホール浮上や道路陥没を踏まえ、全国 の下水道管路において、緊急輸送路等に布設されているマンホールの浮上防止対策の実施状況や下水道管路の耐震性について緊急点検を実施した結果、緊急輸送路等に布設されている管路のうち、マンホール浮上防止対策が未実施の管路、重要な幹線のうち耐震性が確保されていない管路について、マンホール浮上防止対策や管路の耐震化等の緊急対策を実施する。	国、都道府県、政令指定都市、市町村	過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策244km、管路の耐震化603km	＜マンホール浮上防止対策、管路の耐震化等＞ マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km（うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策約200km、管路の耐震化約600km）	【浮上防止対策】 当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
146	鉄道	鉄道河川橋梁	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	橋脚の基礎部分をブロック等で補強すること（洗掘防止工）によって、橋脚の洗掘に伴う橋梁の流失・傾斜を防止する。また、万が一、橋梁が傾斜する等の異常が発生した場合に、これをセンサーで検知し、列車が橋梁に進入することを防止する信号設備（異常検知システム）を整備する。	鉄道事業者	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁：46箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁：約50箇所	－				国土交通省
147	鉄道	鉄道隣接斜面	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	モルタル吹き付けやコンクリート枠による補強（法面防護工）等を実施し、線路内への土砂流入等の被害を防止する。	鉄道事業者	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：187箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：約190箇所	－				国土交通省
148	鉄道	地下鉄、地下駅、電源設備等	地下鉄、地下駅、電源設備等の浸水に関する緊急対策	止水板、防水扉等の設置により、地下駅等出入口等の浸水被害を防止する。電源設備等の移設、止水板、防水扉等の設置により、電源設備等の浸水被害を防止する。	鉄道事業者	利用者が多い線区の地下駅等出入口：190箇所、地下鉄等換気口：26箇所、地下鉄等トンネル坑口：9箇所、電源設備等：53箇所	利用者が多い線区の地下駅等出入口：約190箇所、地下鉄等換気口：約30箇所、地下鉄等トンネル坑口：約10箇所、電源設備等：約60箇所	当初想定箇所数は概数であり、実施箇所数は実際の箇所数である				国土交通省
149	鉄道	駅、高架橋等	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	鉄骨ブレース、鋼板巻き等の耐震補強を実施することで、駅、高架橋等の大規模地震による倒壊・損傷を防止する。	鉄道事業者	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者が多い線区の駅：38箇所 高架橋柱等：5,850箇所	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者が多い線区の駅：約40箇所 高架橋柱等：約5,900箇所	－				国土交通省
150	港湾	外貿コンテナターミナル	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な外貿コンテナターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	国、 港湾管理者	コンテナ流出対策：30施設、電源浸水対策：21施設、耐震対策：6施設、港湾BCPの充実化：42港	コンテナ流出対策：約30施設、電源浸水対策：約20施設、耐震対策：5施設、港湾BCPの充実化：約40港	－				国土交通省
151	港湾	内貿ユニットロードターミナル	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内貿ユニットロードターミナルにおいて、高潮等に対する浸水対策等の緊急点検を行い、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	国、 港湾管理者	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：11施設、耐震対策：4施設、港湾BCPの充実化：66港	コンテナ流出対策：2施設、電源浸水対策：2施設、フェリー可動橋停電対策：約10施設、耐震対策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	－				国土交通省
152	港湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制等の緊急点検を行い、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の確保や港湾BCPの充実化の緊急対策を実施する。	港湾管理者等	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：39港	情報提供体制の確保：2箇所、港湾BCPの充実化：約40港	－				国土交通省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
153	港湾	緊急物資輸 送ターミナ ル	全国の主要な 緊急物資輸送 ターミナルに 関する緊急対 策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東 部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ター ミナルにおいて、岸壁の耐震性等の緊急点 検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対 応できない恐れがある等の課題がある施設 について、耐震強化岸壁の整備や港湾BCP の充実化の緊急対策を実施する。	国、 港湾管理者	耐震強化岸壁の整備：12施設、港湾BCP の充実化：72港	耐震強化岸壁の整備：約10施設、港湾 BCPの充実化：約70港	当初想定箇所数は概数であり、実施箇 所数は実際の箇所数である。				国土交 通省
154	港湾	臨港道路 (橋梁・トン ネル含む)	全国の主要な 臨港道路に関 する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東 部地震を踏まえ、主要な臨港道路におい て、トンネルの冠水対策等の緊急点検を行 い、トンネルの冠水リスク、橋梁の地震リ スク、道路の液状化リスク等の課題がある 施設について、トンネルの冠水対策や道路 の液状化対策、橋梁の耐震補強、港湾BCP の充実化の緊急対策を実施する。	国、 港湾管理者	トンネルの冠水対策：3施設、橋梁の耐 震対策：15施設、道路の液状化対策：5 施設、港湾BCPの充実化：85港	トンネルの冠水対策：2施設、橋梁の 耐震補強：約15施設、道路の液状化対 策：5施設、港湾BCPの充実化：約85港	－				国土交 通省
155	港湾	防波堤	全国の主要な 防波堤に関す る緊急対策	平成30年台風21号後の24号、25号、更には 過去の大規模風浪や地震・津波等の被災状 況を踏まえ、主要な防波堤において、高 潮・高波、津波に対する構造物の安定確保 等の緊急点検を行い、高潮・高波リスク、 津波リスク等の課題がある施設について、 防波堤の補強や港湾BCPの充実化等の緊急 対策を実施する。	国、 港湾管理者	高波・高潮対策：11施設、津波対策：6 施設、港湾BCPの充実化：67港	高潮・高波対策：約10施設、津波対 策：5施設、港湾BCPの充実化：約65港	－				国土交 通省
156	海岸・港 湾	漁港、道路 等	海岸漂着物等 に関する緊急 対策	漂流・漂着物等の回収・処理を行うこと により、再漂流や散乱を防止し、船舶の 航行や漁業操業、交通インフラに支障が生 じることを防止する。	都道府県、 市町村	漂流・漂着物等の回収・処理等：40都道 府県	37都道府県の海岸・港湾	－				環境省
157	通信	通信施設	携帯電話基地 局に関する緊 急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、 全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予 備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被 害状況の把握から応急復旧の初動対応等に 課題があったため、迅速な応急復旧のため の体制整備を行う。 また通信事業者において、応急復旧手段で ある車載型基地局等の増設を実施する。	国、通信事業者	7組織、 150台	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ 応急復旧の体制 ＜車載型基地局等の増設＞ 約100台	通信事業者の自助努力により、当初想 定以上の車載型基地局等の増設を行っ たため。				総務省
158	放送	地上放送施 設	地上基幹放送 設備に関する 緊急対策	地上基幹放送事業者の親局及び主要な中継 局等の予備電源設備の設置状況について緊 急点検を行ったところ、調査対象の全ての 放送設備において、予備電源が確保されて いることが確認された。また、災害情報の 伝達手段について、緊急性の高い情報の配 信遅延等の問題が確認された。これらを踏 まえ、次の緊急対策を実施する。 ・災害時に全国の地方公共団体がラジオ局 を開設できるよう、臨時災害放送局設備が 未整備の地方総合通信局に同設備を整備。 ・災害時における聴覚障害者の情報入手手 段確保のため、放送番組の音声を手動で文 字化し、スマートフォン等に表示させる技 術の実用化等に対し経費を助成。 ・各放送局が災害情報をネットで迅速かつ 円滑に提供できる共通配信基盤を整備。	＜臨時災害放送局 設備の整備＞ 国 ＜聴覚障害者への 字幕情報提供シス テムの構築＞ 民間企業等 ＜災害情報の共通 配信基盤の整備＞ 放送事業者等	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システム の構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通 配信基盤の整備＞ 共通配信基盤	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システ ムの構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通配信基盤の整備＞ 共通配信基盤	－				総務省
159	放送	ケーブルレ ビ	ケーブルテレ ビ事業者の光 ケーブル化に 関する緊急対 策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、ケーブルテ レビ事業者を対象に、局舎所在地の災害発 生危険度、伝送路の方式及び局舎の停電対 策の確認の緊急点検を行い、停電及び局所 的豪雨災害等に弱いなど課題が判明したた め、ケーブルテレビネットワークの耐災害 性強化（ケーブルテレビネットワーク光 化）のための緊急対策を実施する。	ケーブルテレビ事 業者	ケーブルテレビ事業者 50者	ケーブルテレビ事業者 30者程度	実際の交付決定は補助金の公募プロセ スを経て決定されるため。				総務省

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	実施概要	実施主体	令和2年度までの予算による実施箇所 数	対策箇所数＜当初想定＞	当初想定していた実施箇所数と実際の 数量が大きく異なる場合はその理由	3か年緊急対策により 完了にならない箇所数	対策が完了にならない箇所への 対応方針	目標の達成に向けて 検討が必要	府省庁 名
160	鉄道	新幹線の 駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策	鉄道事業者による自己負担の下、新幹線の駅・車両への無料Wi-Fi環境の整備を進めている。	鉄道事業者	新幹線全108駅 全車両	新幹線全108駅、新幹線全車両	－				国土交通省